第明治三十五種郵便物認可

太陽光発電設備の形態（注１２）		□屋根設置（□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有		
			建物の種類	□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅 □ 事務所、工場、店舗 □ 学校、公共施設 □ その他（　　）			建物の種類	□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅 □ 事務所、工場、店舗 □ 学校、公共施設 □ その他（　　）		
		□地上設置（□ 野立て □営農型）	土地の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有		□地上設置（□ 野立て □営農型）	土地の所有	□ 事業者が所有 □ 事業者以外が所有 □ 事業者が事業者以外と共有		
一時可能地用許可申請予定の有無		□ 有	一時転用許可期間（見込み）　年 □ 法第９条第３項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。	□有 □無	□ 有	一時転用許可期間（見込み）　年 □ 法第９条第３項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。			
		□ 無			□ 無				
太陽電池に係る事項（注１３）	製造事業者名			□有 □無			□製造事業者都合 □上記以外		
	種類			□有 □無			□製造事業者都合 □上記以外		
	変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率		□有 □無			□製造事業者都合 □上記以外	□除外事項該当性	
	型式番号			□有 □無				□別紙あり	
	枚数（枚）			□有 □無					
	合計出力（kW）			□有 □無					
配線方法（注１４）				□有 □無					

自家発電設備等の有無	□有	自家発電設備等の種類	□ 蓄電池	蓄電池の位置	□PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可	□有 □無	□有	自家発電設備等の種類	□ 蓄電池	蓄電池の位置	□PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可		
					□PCSより系統側								□PCSより系統側				
			□その他（　　）								□その他（　　）						
	□無								□無								
電気事業者への電気供給量の計測方法								□有 □無									
保守点検責任者（注１５）	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：							□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合） 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：								
保守点検及び維持管理計画（注１６）								□有 □無	別紙のとおり								
接続契約締結日	年　月　日							□有 □無	年　月　日							□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注１７）	
補助金の受給額（円）（注１８）								□有 □無									
自家消費等計画（注１９）	当該発電設備における発電電力量の見込み		ｋＷｈ/年					□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み		ｋＷｈ/年						
	自家消費等の量の見込み		ｋＷｈ/年						自家消費等の量の見込み		ｋＷｈ/年						
	自家消費等の用途								自家消費等の用途								
	前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)		ｋＷｈ/年						前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)		ｋＷｈ/年						
	自家消費等の比率		%						自家消費等の比率		%						
解体等に要する費用（注２０）	□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１１に基づき、解体等に要する費用に充							□有 □無	■外部積立て								